

R8 年度 いじめ防止基本方針

この方針は、いじめ防止対策推進法に則り、本校におけるいじめの防止等のための基本的な認識および対策等を定めるものである。

I いじめに対する本校の基本認識

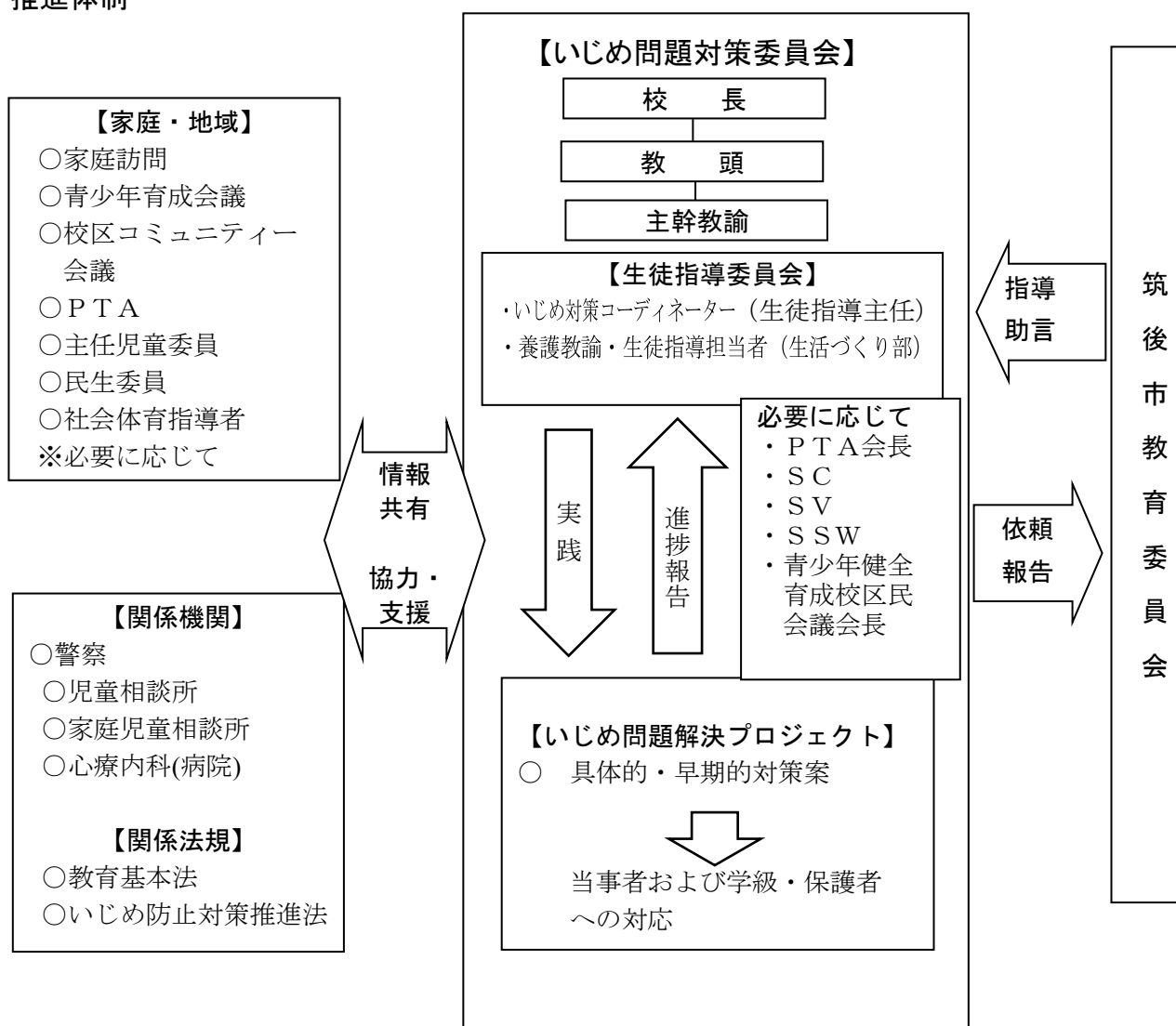
子どもを取り囲む大人（保護者・教師・地域住民）一人一人が、下記のいじめの定義と基本的認識にもとづき、それぞれの役割と責任を自覚し、いじめの予防及び早期発見・早期対応に努める。
特に学校では、いじめ問題への対応を学校における最重要課題であることを自覚し、いじめの防止と早期発見・早期解決に向けて、学校が一丸となって組織的に対応する。

【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

II 推進体制と年間計画

1 推進体制



2 いじめ対策委員会の活動内容

(1) いじめ未然防止のための基本的事項

- いじめ防止年間計画の策定〔コーディネーター（生徒指導主任）〕
- 日常的対策や取組の策定および取り組みの評価・改善〔コーディネーター（生徒指導主任）〕
- 外部・関係機関との連携および実績の記録、情報の公表〔教頭〕
- 教育委員会への報告〔校長〕

(2) 早期発見のための措置

- 担任等からの情報の集約〔コーディネーター（生徒指導主任）〕
- 相談ポストによる情報収集〔生徒指導担当〕
- 無記名いじめアンケートの実施（毎学期）〔生徒指導担当〕
各学級で実施→各担任がチェックする→学年主任がチェックする→いじめの疑いがある場合は生徒指導主任へ連絡→いじめ防止対策委員会で判定（月末最終水曜：終礼後）
※性暴力アンケートについても無記名アンケートと同時に実施する（毎学期）
- 毎月1回のいじめアンケート調査といじめ問題対策委員会の実施〔生徒指導担当〕
※保管は、義務教育期間の9年間。（保管場所；給食室前方の保管棚の中に、年度毎に整理。）
- 全児童対象の教育相談の実施（6月・10月・2月）〔生徒指導担当・各担任〕
※いじめの疑いがある場合は、学年主任を通じて生徒指導主任へ連絡する。
- いじめ問題に関する職員研修会の実施〔生徒指導担当〕
- 保護者向けいじめチェックリストの配布（6月・10月）〔コーディネーター（生徒指導主任）〕
※保管は、義務教育期間の9年間。（保管場所；給食室前方の保管棚の中に、年度毎に整理。）
- いじめ防止に関する保護者啓発活動（学校便り、学級便り、学級懇談会、PTA講演会等）
- 月例報告の際、担任からの聞き取りをもとにした3者及び生徒指導担当者、養護教諭、担任で確認する。その会議の記録は、生徒指導担当者で保存する。

(3) いじめに対する措置（関わりづくり部を中心に、生徒指導委員会が主に担当する）

3 いじめ防止対策年間計画

※ 別 紙

Ⅲ いじめ防止の対策

1 いじめ未然防止のための取組…いじめを生まない教育活動の推進

(1) 道徳教育の充実

重点指導内容項目を「B 親切、思いやり」とし、各教育活動において行われている道徳教育を補充、深化、統合していく。

(2) 人権・同和教育の充実

本校の取組として以下のことを行う。

- 人権学習の充実を図り、生活のなかで生かされるような事後指導を充実させる。
- 縦割り活動を実施し、異年齢の集団の中で協力し合う雰囲気を醸成する。
- 人権委員会（児童会）と連携した集会や放送を企画実行する。

(3) 体験活動の充実

命や人権を大切にすることを育む体験活動として次の活動の充実を図る。

【飼育・栽培活動】

野菜・花の栽培（1・2年生活科）、ヒマワリ・ツルレイシ等の栽培（3・4年理科）
メダカの飼育（5年理科）、米作り（5・6総合）

【お年寄りや障害者との交流体験】

お年寄りとの昔遊び体験（1年生活科）、福祉体験による障害者との交流（4年総合）
地域デイサービスへの積極的な参加（1年～3年）

【宿泊体験】

集団宿泊訓練（5年学校行事）、修学旅行（6年学校行事）

(4) 授業改善

本校では、特に以下のことに留意しながら授業改善に努めていく。

- 生徒指導の3つの視点「自己決定」「自己存在感」「共感的人間関係」を生かした授業実践に努める。

- 友達の考えや思いを伝えあい、分かりあうための、「スマイルタイム」を位置付け、自分の考えを書く・理由や根拠等を発表する・交流する等の言語活動を重視する。
- 終末に振り返りを行い、できた・わかった・分かり合えた実感を持つ時間を大切にする。

(5)望ましい集団づくり

本校では、特別活動を中心に以下の取組を行っていく。

- 学期ごとに大きなテーマを設定し、内容（１）（２）及び学校行事や道徳といった学校の活動を連動させた活動を展開し、子どもたちが自分の考えをもとに表現しようとする活動や意識が連続・発展するようにする。
- 児童会活動では縦割り活動を中心に、異学年交流活動を計画的に実施し、内容の充実を図る。

(6)情報モラルの育成

インターネットの掲示板やメール、SNSなどの危険性を学ばせるなど、情報モラル教育として、以下の取組を行っていく。

- 道徳科 A「善悪の判断、自律、自由と責任」、「正直、誠実」、「節度、節制」 B「友情、信頼」との関連を図りながら計画的に指導を行う。

2 早期発見のための取組

(1)子どもの生活状況の把握

- ・児童アンケート（月１回）・保護者チェックリストの配布と意見集約 ・教職員による情報交換

(2)教育相談の実施

- ・学期に１回の教育相談週間 ・臨時の教育相談

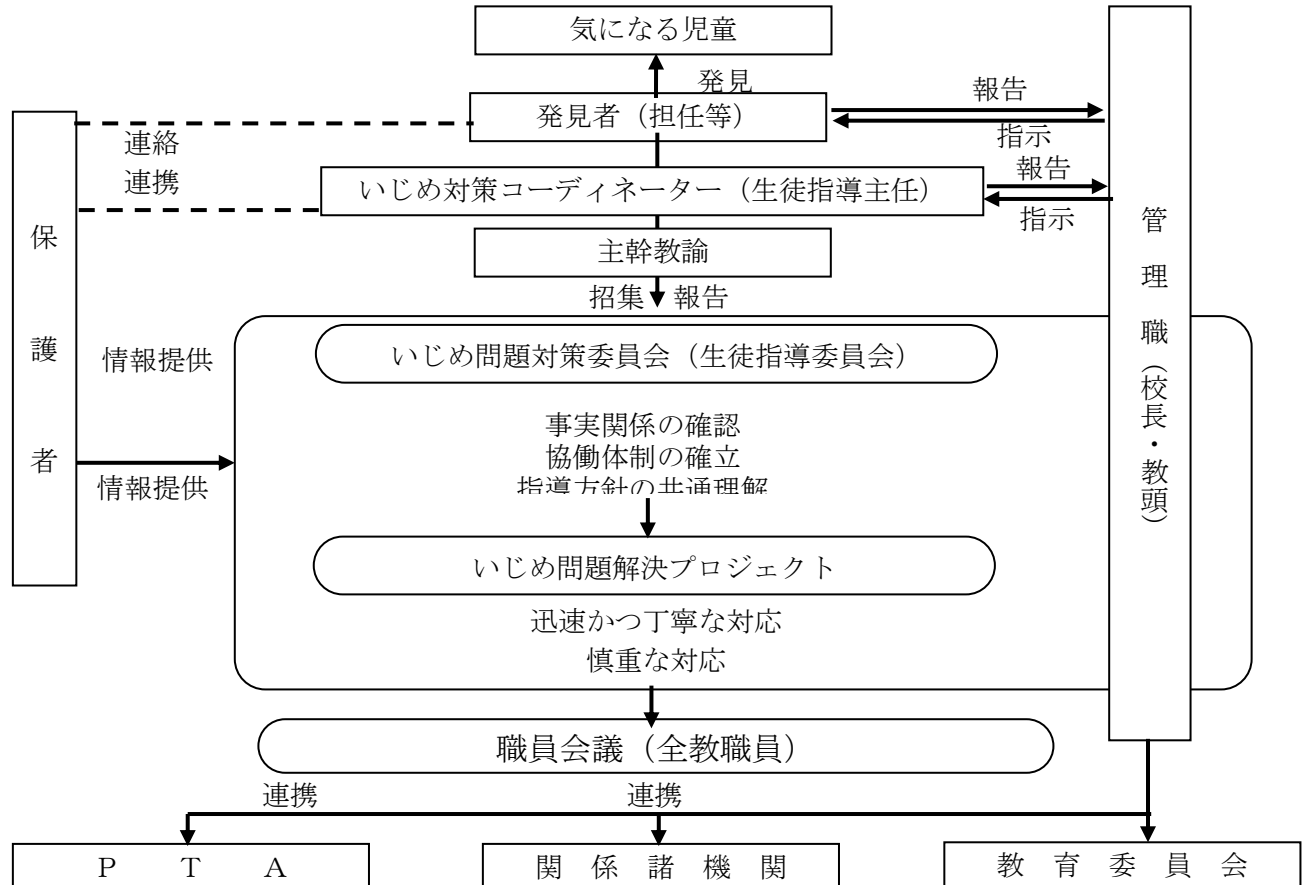
(3)日常の観察や指導

(4)相談ポストの設置や相談ダイヤルの活用

(5)教職員の情報共有体制づくり

3 いじめへの早期対応への取組

(1)いじめ発見から対応の手順



改訂

○令８年４月；関わりづくり部の追加